

福島県では電子契約サービスを開始します

福島県では事業者の皆様、県、双方の利便性向上、契約事務の効率化、ペーパーレス化を図るため、令和7年10月から電子契約サービスの利用を開始します。

◆電子契約とは？

従来の紙による契約書に記名、押印する方法に代えて、契約書データに電子署名を付与することで法的に有効な契約書とする契約方法です。



福島県との契約手続きが、より迅速に、より便利で簡単になります！

◆電子契約の対象は？

◎以下の契約を除き、県と締結する契約全般で電子契約サービスが利用可能となります。

※令和7年10月1日以降に入札公告、指名（見積合わせ）通知を行う契約案件よりサービス利用が可能となります。

【電子契約の対象としない契約】

- 受注者が電子契約を希望しない場合（従来通り書面（紙）での契約締結となります。）
- 法令等により書面での契約が定められている契約。
- その他、電子契約によることが適当でないと思われる契約（契約期間が10年を超える契約等）

◆電子契約のメリットは？

コストの削減

- 印刷代、郵送代が不要。
- 印紙税の納付が不要。
- 文書保管スペースが削減。
- インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能（利用料や電子証明書発行手数料等は発生しません。）

契約手続きの迅速化

- インターネット上で契約の署名手続きが完了するので、書類のやり取りに要する日数が大幅に短縮。
- インターネット上で契約締結後の契約書データを受領できるので、契約書受領にかかる日数も大幅に短縮。

◆詳細は福島県入札監理課ホームページを御確認ください。

◆福島県入札監理課ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>

福島県入札監理課 電子契約

検索

福島県電子契約サービス



ぜひ、電子契約サービスをご活用ください！